

第5次大阪府障がい者計画の概要

1. 第5次大阪府障がい者計画とは(根拠:障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法)

【背景・課題】

- 地域コミュニティの希薄化や人口減少・超高齢社会の到来の中、今後、障がい者の重度化・高齢化や「8050問題」「親亡き後」などにより地域で障がい者が抱える課題はさらに深刻化することが懸念されている。
- 地震・台風・豪雨災害などの自然災害や新型コロナウイルス感染症などの新興感染症や様々な事件・事故が発生するとともに、支援学校等に通学する幼児児童生徒が増加している。
- 第4次大阪府障がい者計画(後期計画)が策定された平成30年度以降、障害者総合支援法・社会福祉法の改正や障害者文化芸術活動推進法・読書バリアフリー法の制定など、国において様々な制度改正が行われている。

■計画の位置付け

障害者基本法に基づく障がい者計画(障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画)を障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画・児童福祉法に基づく障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の確保等に関する計画)と一体的に作成。
※新・発達障がい児者支援プランの後継プランを統合

■計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

2. 基本理念

全ての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり

3. 基本原則

- ① 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持
- ② 多様な主体の協働による地域づくり
- ③ あらゆる分野における大阪府全体の底上げ
- ④ 合理的配慮によるバリアフリーの充実
- ⑤ 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

4. 施策の推進方向

【最重点施策】①入所施設や精神科病院からの地域生活への移行 ②障がい者の就労支援の強化 ③専門性の高い分野への支援の充実

【共通場面:地域を育む】多様な主体が協力し、全ての障がい者が安心して暮らせる地域を育てている

【施策の方向性】虐待防止・差別解消、相談支援体制の充実、地域生活支援拠点の整備促進・機能充実、人材の確保、サービス従事者の資質向上、障がい理解の促進、ソフト・ハード面のバリアフリー化 等

【生活場面Ⅰ:地域やまちで暮らす】 ※最重点施策:地域移行

障がいのある人が地域の希望するところで快適に暮らしている

【施策の方向性】

- 施設・病院からの退所・退院促進、地域の受け皿整備の促進
 - ・高齢化・重度化に対応したグループホームの整備促進
 - ・コーディネーターによる精神科病院職員への地域移行の理解促進
- 入所施設の機能のあり方検討
- 地域での支援体制の充実
 - ・地域生活支援拠点等・基幹相談支援センターの設置促進
 - ・相談支援体制の再構築の検討 等

【生活場面Ⅱ:学ぶ】 ※最重点施策:専門性の高い分野への支援

障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

【施策の方向性】

- 早期療育の実施
 - ・福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚・視覚障がい児支援
 - ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・発達障がい児者のライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援
- インクルーシブ教育の推進
 - ・通学支援や情報保障などの学校環境の整備
 - ・自立支援推進校・共生推進校の充実
 - ・障がい理解教育に関する研修の実施 等

【生活場面Ⅲ:働く】 ※最重点施策:就労支援

障がいのある人が希望する様々なところで働き続けている

【施策の方向性】

- 障がい者雇用の拡大
 - ・法定雇用率未達成事業主に対する障がい者雇用雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援
 - ・ハートフル税制の活用による特例子会社の設置促進
 - ・OSAKAしごとフィールドでの就職支援サービスの提供
- 就労移行支援事業・就労定着支援事業の機能強化
- 障がい者の働く場の拡大
 - ・重度障がい者に対する就業支援の充実 等

【生活場面Ⅳ:心や体、命を大切にする】

※最重点施策:専門性の高い分野への支援

障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる

【施策の方向性】

- 必要な健康・医療サービスの提供
 - ・重度障がい者医療費助成制度の制度運用
 - ・医療依存度の高い重症心身障がい児者の在宅生活を支える体制整備の推進
 - ・医療型短期入所の整備促進
 - ・発達障がいの確定診断が可能な医療機関の確保
- 高次脳機能障がい支援拠点機関におけるリハビリテーションの機会の提供 等

【生活場面Ⅴ:楽しむ】

障がいのある人が様々な場所で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている

【施策の方向性】

- 余暇活動の充実・活動内容の拡大
 - ・日中一時支援事業の充実
- 芸術・文化活動の促進
 - ・舞台芸術分野における表現活動の場や発表・創作の機会等の創出 等

【生活場面Ⅵ:人間(ひと)としての尊厳を持って生きる】

障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、社会全体で合理的配慮が浸透している

【施策の方向性】

- 障がい理解の促進
 - ・世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間の啓発
- 障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止
 - ・市町村での障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進
 - ・発生要因の分析・事後検証を通じた虐待の再発防止
- 安全・安心の確保
 - ・避難行動要支援者に対する支援体制の整備促進
 - ・新型コロナウイルス感染症におけるクラスター対策の促進
- 情報保障・情報アクセシビリティの確保
 - ・福祉情報コミュニケーションセンターを核とした意思疎通支援
 - ・公立図書館等における読書バリアフリー法への対応 等

5. 成果目標(令和5年度時点)

- 地域移行者数:施設入所者数の6%以上(令和元年度比) ■施設入所者の削減数:施設入所者数の1.6%以上(令和元年度比) ■精神病床退院後1年以内の平均地域生活日数:316日以上
- 精神病床長期入院患者数:8,688人 ■精神病床早期退院率:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上 ■各市町村(圏域)での保育所等訪問支援の実施
- 各市町村での設置:地域生活支援拠点等、基幹相談支援センター、児童発達支援センター、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所、医療依存度の高い重症心身障がい児等に関する関係機関の協議の場 ■就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数:1.27倍(令和元年度比) ■就労定着支援利用率:就労移行支援等を通じた一般就労の移行者数の7割 等